

容器の再検査期間

容器の種類	内容積	代表例	改正後(1)		改正後(2)				改正後(3)	
			1989年3月31日以前に(刻印3-89)製造した容器		1989年4月1日以降(刻印4-89) 1998年3月31日以前に(刻印3-98)製造した容器				1998年4月1日以降に(刻印4-98)製造した容器	
			製造後の経過年数	再検査期間	1998年4月1日以降に受ける最初の再検査は「改正前」のとおり		その後の再検査は「改正後(3)」のとおり		製造後の経過年数	再検査期間
製造後の経過年数	再検査期間	製造後の経過年数			再検査期間					
一般継目なし容器	500ℓ超	一般高圧長尺容器 (水素・ヘリウム等の長尺容器)	—	5年	—	5年	—	5年	—	5年
	500ℓ以下	一般高圧ガス容器 酸素・窒素等(バラ容器)	—	3年	—	3年				
溶接容器等 (超低温容器及び 口付容器を含む)	500ℓ以下	可搬式超低温容器 アセチレン容器 液化石油ガス500kg容器	15年未満	3年	15年未満	3年	20年未満	5年	20年未満	5年
			15年以上 20年未満	2年	15年以上 20年未満	2年				
			20年以上	1年	20年以上	1年				
	500ℓ以上120ℓ未満	液化石油ガス50・30kg容器	8年未満	4年	8年未満	4年				
			8年以上 20年未満	3年	8年以上 20年未満	3年				
			20年以上	1年	20年以上	1年				
	50ℓ未満	液化石油ガス20kg容器 液化石油ガス15kg容器 在宅用液体酸素40ℓ容器	10年未満	5年	10年未満	5年	20年以上	2年	20年以上	2年
			10年以上 20年未満	3年	10年以上 20年未満	3年				
			20年以上	1年	20年以上	1年				
	TP3.0Mpa以下容器 1955年7月以降製造 内容積25ℓ以下容器	液化石油ガス10kg以下容器 在宅用液体酸素携帯容器	20年未満	6年	20年未満	6年	20年未満	6年	20年未満	6年
20年以上			1年	20年以上	1年	20年以上	2年	20年以上	2年	
一般複合容器 (FRP容器)	医療用酸素容器	空気呼吸器用容器	—	3年	再検査期間 3年 (※製造後15年を経過した再検査は不可。クズ化処分をします)					